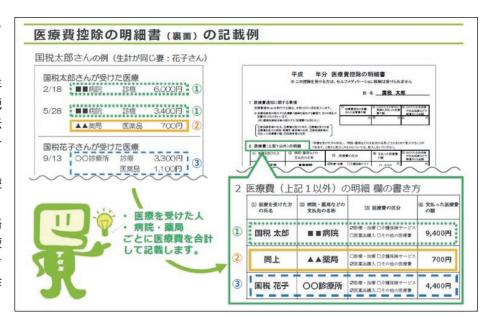
■医療費控除は領収書の提出が不要になりました

裏面の明細書を作成し、提出する ことで領収書の添付が不要になり ます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなくてはなりません)

※健康保険組合等が発行する医療 費通知(「医療費のお知らせ」など) を添付すると、明細の記入を省略 できますが、確定申告までに医療 費通知が届かない場合もあります ので、その際は裏面の明細書を作 成してください。



国税庁よりお知らせ

申告期間中は窓口が大変混雑します。郵送による提出や インターネットを利用した申告がおすすめです!!

◎国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する市役所や税務署の申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。また、ご不明な点は電話で問い合わせることもできます。作成した確定申告書はe-Taxで送信、もしくは印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

スマートフォンを使って 申告できます!

申告書の作成は こちらから!



]

- ◎平成31年1月からは、従来のマイナンバーカードとICカードリーダライタを使った方法に加え、事前に税務署で取得したID・パスワードを利用して、申告書をe-Taxで送信できるようになりました。マイナンバーカードやICカードリーダ・ライタなどが不要なのでぜひ、ご活用ください。
- ◎給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)をはじめ、配偶者控除や扶養控除を申告する方も、入力が簡単な「スマホ専用画面」を用意しており、ID・パスワードを利用して e-Tax で申告することができますので、該当の方は「スマホ専用画面」をご利用ください。

※ ID・パスワードは事前にお近くの税務署にて、運転免許証などの本人確認書類を提示して、事前に発行していただく必要があります。

【作成コーナーの操作方法などに関するご質問はヘルプデスクへ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク な 0570 - 01 - 5901

■月曜日~金曜日 午前9時~午後5時(休祝日を除く)

詳細は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

【ご相談、お問い合わせは、土浦税務署へ】

☎ 029 - 822 - 1100 (自動音声案内) 住所: 〒 300-8601 土浦市城北町 4番 15 号